

2020年（令和2年）3月2日

新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応についてのお知らせ

代表取締役社長 生駒 富男

新型コロナウイルス感染症に関し、2月27日に報道されました、政府による全国の小学校・中学校・高校の休校要請を受けまして、当社のすべての校舎・教室（一部幼児英語教育等を除く）を本日より臨時休校とすることといたしましたので、お知らせいたします。なお、期間につきましては、今後の情勢を踏まえて、コース毎に柔軟に対応する予定でございます。

休校期間中においてはICTを活用し、可能な限り顧客のニーズに応えてまいり所存です。

学習塾事業においては、当社独自の学習システム「マイプラ」や映像配信授業「ウィングネット」を活用した授業・質問受付や、当社会員システム「D-mate」による問合せ対応へ切替えるほか、後日に授業を振替えることも含め、学力の維持向上のため、個別に対応してまいることといたします。

高校・キャリア支援事業の通信制高校におきましても、ICTを活用し可能な限り顧客のニーズに応え個別対応を徹底するために独自の学習システム「スクールシティ」「D-FILE」等オンラインシステムを活用した自宅学習の案内や周知等で個別のコミュニケーション向上を推進してまいります。また、2019年度（令和元年度）の卒業式については規模を縮小し、感染症対策を強化して挙行いたします。2020年度（令和2年度）入学生の入学相談・入試については個別に対応してまいります。

当社は、この度の新型コロナウイルス感染症に対し、これまで同様、顧客の皆様と日頃各校舎がお世話になっている地域の皆さま、ならびに社員スタッフの安全・安心を最優先事項として、従業員一同、当社として、別紙「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針と具体的な措置について」に定める事項を遵守し、基本的な感染防止策を徹底するとともに感染予防に努めてまいります。

今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針と具体的な措置について

今後の感染拡大が報じられている新型コロナウイルス感染症について、有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、感染経路が複雑化し、感染者が増加傾向にあることを踏まえ、当社では、下記のとおり基本方針と具体的な措置を定めるとともに、その対策の徹底を全従業員一同取組んでまいります。

ご家庭および学校関係者の皆様ならびに地域の皆様におかれましても、どうぞ日々の健康管理に十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

以 上

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

当社は、平素より、顧客の皆様と日頃、各校舎がお世話になっている学校・地域の皆様ならびに社員スタッフの安全・安心を最優先事項として日々教育活動に取り組んでおります。

本件においても皆様の安心・安全を最優先し、今後も基本的な感染症対策の徹底と感染予防に努めてまいりますとともに、現状を踏まえ、適宜具体的な措置を講じ、当社が経営理念として掲げる「顧客への貢献」「社員への貢献」「社会への貢献」のもと、コーポレートビジョンとして掲げる「社会で活躍できる人づくり」の実現に向けて、全従業員一同、尽力してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の具体的な措置

(1) 対策本部の設置

当社内に「感染症拡大対策本部」を設置し、社内外や関係省庁からのタイムリーな情報収集と情報発信の一元化を行うとともに、適正かつスピーディーな対応、対策を可能といたします。

(2) 感染予防のための基本的な措置の実施・徹底

政府広報として出されている感染症対策の実施、徹底をします。

- ①石鹸やアルコール消毒液による手洗いとうがいの励行
- ②くしゃみ・咳エチケットの指導
- ③不要・不急の外出の自粛
- ④国内・国外出張・プライベートな旅行の自粛
- ⑤健康管理の指導徹底

(3) 当社内で感染が疑われる場合、感染が明らかになった場合の措置の実施・徹底

①初期感染の基準の明示

次のような症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症発症の可能性のあるものとし、ただちに医療機関および「帰国者・接触者相談センター」へ相談します。

- 1) 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときも含む)
- 2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

②当社事業所内での対応方法の周知徹底

顧客もしくは従業員が上記①に定めるような発熱・咳・息苦しさなど呼吸器症状・倦怠感などを訴えた場合は、次のとおり適正に対応するものといたします。

- 1) 顧客の場合は当事業所の責任者が、社員の場合は所属長が報告を受け次第、ただちに、当該顧客および社員を指定された教室・会議室等へ隔離します。同時に、医療機関に相談し、医師の指導により、「帰国者・接触者相談センター」等にも連絡、発症日付・症状を伝え、対応指示を受け、その経過、結果を感染症拡大対策本部に最終報告をいたします。
- 2) 感染が確認された場合、登塾・登校禁止・就業禁止とし、医療機関、医師の指示に従い入院・治療を受けるように当人に通知いたします。
- 3) 感染が確認されない場合であっても、症状が改善していない場合は医療機関、医師の指示のもと、一定期間、原則として登塾・登校禁止・就業禁止とします。

※ご家族等に感染者が確認または感染地域と認定された場合も、感染拡大を防ぐために登塾・登校禁止・就業禁止とする場合があります。

[問合せ先]

取締役 統括支援本部 赤川 琢志
TEL 06 (6264) 4202

以上